

# LSM達第8-11-6号 放送番組の編集の基準

制 定 2009(平成21)年12月 1日  
最 終 改 正 2009(平成21)年12月 1日

## 1 基本方針

宮ヶ瀬レイクサイドエフエム放送機構株式会社は、公共放送機関として、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守り、放送による言論の自由と表現の自由を確保し、超短波放送の特長とコミュニティ放送の機能を最大限生かす豊かな放送を行うことによって、公共の福祉の増進と文化の向上に最善をつくさなければならないことを自覚し、これに基づき、ここに放送番組基準を定め、すべての放送番組及び広告に適用する。

## 2 放送番組の基本基準

(基準001) 人権・人格・名誉・人種・民族・国際関係

- 1 人権を守り、人格を尊重する。
- 2 人種、民族、国民、国家、国情に関する資料は、特に客観的で権威あるものを使用し、偏見を持たせるような放送をしない。
- 3 国際親善を妨げる放送をしない。
- 4 個人、団体、職業、産業の名誉を傷つけ、信用をそこなう内容や表現、差別的な放送をしない。

(基準002) 宗教

宗教に関しては、信仰の自由を尊重し、各宗派の立場を重んじて公正に取り扱う。

(基準003) 政治・経済

- 1 政治に関しては、不偏不党、公平に取り扱う。
- 2 経済界に混乱を与えるおそれのある問題は、慎重に取り扱う。

(基準004) 論争

国民生活に重大な影響を及ぼす社会公共の問題については慎重を期し、意見が対立しているときは、公平に取り扱う。

(基準005) 社会生活・家庭・風俗

- 1 公の秩序や善良の風俗に反する行為、習慣を是認するような取り扱いをしない。
- 2 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。
- 3 人命を軽視したり、自殺を賛美したりしない、また、心中、その他人命を軽視する言動を是認するような取り扱いをしない。古典または芸術作品についても慎重を期する。
- 4 結婚制度と家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
- 5 性に関する問題は、まじめに、品位を失わないように取り扱い、不健全な男女関係を魅力的に取り扱い、肯定するような表現はしない。また、性犯罪、変態性欲等の取り扱いは避ける。
- 6 性心理に関する模写または表現は、性に未熟な聴取者を考慮して慎重に扱う。
- 7 身体障害者、疾病など肉体的、精神的欠陥に悩む人々の感情を刺激しないように注意する。

(基準006) 犯罪

- 1 法律や社会正義にそむく行為に共感を起こさせたり、あるいは、他人に模倣の意欲を起こさせたりするような取り扱いをしない。
- 2 犯罪の手口の明示または解説するときは、故意に犯罪を魅力的に表現したり、模倣の意欲を起こさ

せたりするような描写はしない。

#### (基準007) 表現

- 1 放送の内容や表現等は、聴取者の生活時間との関係に考慮する。
- 2 放送に使用する言葉は、原則として標準語を用い、わかりやすい表現につとめ、方言を用いるときは、慎重に取り扱い、下品な言葉使いはできるだけ避ける。
- 3 人心に不適當な動揺や不安を与えるような内容または表現を避ける。
- 4 児童に与える影響を考慮し、異常な恐怖を与えるような表現や害を与える迷信等は取り扱わない。
- 5 婦人及び児童の虐待、または人身売買を是認するような表現またはその詳細な模写は避ける。
- 6 肉体模写、寝室模写など官能的な素材を取り扱うときには、刺激的な表現を避ける。
- 7 劇中の効果等に報道(ニュース等)、公示や気象に関する事項を用いる場合は、事実と混同されないように慎重に取り扱う。
- 8 凶器の使用は、なるべく少なくし、模倣の動機を与えないようにつとめる。
- 9 犯罪容疑者の逮捕、尋問方法及び訴訟の手続きや法廷の模写等を正しく表現する。
- 10 殺人、尋問、暴力、私刑等の残虐行状、その他肉体的、精神的苦痛を誇大または刺激的に表現しない。

#### (基準008) 懸賞

- 1 報酬や賞品だけで聴取者をひきつけるなど、必要以上に射幸心を刺激しない。
- 2 懸賞番組については、応募者または参加者のすべてが、公正な審査により、技能に応じて賞が受けられるように配慮する。
- 3 作品の募集による懸賞番組は、その優劣を判断する基準と賞品の内容とを明らかに公表する。

#### (基準009) その他

- 1 コミュニティ放送の特長を生かし、地域の事柄をできるだけ多く放送で取り上げるよう努める。
- 2 災害等の緊急事態には、人命を守り、災害の予防と拡大防止に寄与する情報を提供するよう努める。
- 3 放送の特性を生かして、新しい分野の番組を開拓する。

### 3 各放送番組の基準

この基準は、下記に各番組相互間の調和と適正を保つものとし、特に守るべき事項を示す。

#### (基準101) 報道番組

報道とは、時事に関する速報、説明または意見を直接取り扱う番組をいう。

- 1 ニュース及びニュース解説は、すべての干渉を排し、事実を客観的に、かつ正確、公平に取り扱う。
- 2 ニュース及びニュース解説、実況中継は、不当な宣伝に利用されないように特に注意する。
- 3 ニュースの中で意見を取り扱うときは、事実と意見を厳密に区別する。
- 4 ニュースの表現は、残虐、悲惨等の感情を極端に刺激しないよう注意する。
- 5 ニュース解説は、ニュースと厳密に区別し、放送者の氏名を明らかにする。
- 6 ニュースの誤報は、すみやかに取消し、または訂正する。

#### (基準102) 教育番組

教育番組とは、学校教育または社会教育のための番組をいう。

- 1 教育番組
  - 1) その放送の対象とするものが、明確で、内容はそのものに有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにする。
  - 2) その放送の計画及び内容を、あらかじめ公衆の知ることができるようにする。

- 3) 学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令に定める教育課程の基準に準拠するものであること。
  - 4) 学校向けの教育番組には、学校教育の妨げになると認められる広告を含めないこと。
- 2) 学術研究等専門的事項に関しては、その番組基準の諸規定にかかわらず、良識に基づいて具体的または詳細に取り扱うことができる。

#### (基準103) 教養番組

教養番組は、一般的な教養の向上をはかる番組をいう。

- 1 社会的関心を高め、また、生活文化についての知識を深めるよう努める。
- 2 番組内容の一部や引例が適切でないために、制作意図に反して、聴取者に好ましくない印象を与えることのないように注意する。
- 3 芸能番組は、すぐれた芸能を取り上げ、情操を豊かにするよう努め、古典芸能の保存と各種の芸能の育成に役立つように努める。

#### (基準104) 娯楽番組

娯楽番組とは、健全な慰安を提供し、生活内容を豊かにする番組をいう。

- 1 家庭を明るくし、生活内容を豊かにするような健全な娯楽を提供する。
- 2 スポーツ番組は、健全なスポーツ精神のかん養と体位の向上に役立つように努める。
- 3 アマチュア団体を取り扱う番組は、その目的と精神を尊重し、特に、青少年の取り扱いについては慎重にする。
- 4 聴取者参加番組の審査は、出演者の技能に応じて公正を期す。
- 5 聴取者参加番組については、参加の機会を均等にし、広く聴取者一般に及ぶよう努める。
- 6 不快な感じをいだかせるような下品、卑わいな表現や言葉を使わない。
- 7 方言(お国言葉)を使用する時には、不快な感じを与えないように注意する。
- 8 肉体的、精神的に悩む人々の感情を刺激しないように注意する。
- 9 犯罪の手口を明示または解説するときは、故意に犯罪を魅力的に表現したり、模倣の意欲を起こさせたりするような描写はしない。
- 10 凶器の使用はなるべく少なくし模倣の動機を与えないように努める。
- 11 犯罪容疑者の逮捕、尋問方法及び訴訟の手續や法廷の描写等を正しく表現する。
- 12 殺人、拷問、暴力、私刑などの残虐行状、その他肉体的、精神的苦痛を誇大または刺激的に表現しない。
- 13 虐待または人身売買を是認するような表現またはその詳細な描写を避ける。
- 14 心中、自殺その他、人命を軽視する言動を是認するような取り扱いはしない。あわせて、古典または芸術作品についても慎重を期す。
- 15 麻薬及び覚せい剤の使用は、医療及び悪例としての表現以外は避ける。
- 16 性犯罪、変態性欲等の取り扱いは避ける
- 17 性心理に関する描写または表現は、性に未熟な聴取者を考慮して慎重に扱う。
- 18 肉体描写、寝室描写等の官能的な素材を取り扱うときには、刺激的な表現は避ける。
- 19 聴取者参加番組については、参加の機会を均等にし、広く聴取者一般に及ぶように努める。
- 20 聴取者参加番組の審査は、出演者の技能に応じて構成を期する。

#### (基準105) 生活情報番組

生活情報番組とは、生活の改善・向上に寄与する番組をいう。

- 1 情報提供は、特定の業者、出演者等に集中せず、公正を期す。
- 2 買い物情報の中での実況中継は、不当な宣伝に利用されないように特に注意する。

#### (基準106) 行政情報番組

行政情報番組は、国及び地域の行政に関する情報を提供する番組をいう。

- 1 行政から提供された情報は、正確かつ公平に取り扱う。
- 2 行政情報番組の中での解説、実況中継は、不当な宣伝に利用されないように特に注意する。
- 3 行政情報番組の中で意見を取り扱うときは、事実と意見を厳密に区別する。
- 4 学校情報は、正確かつ公平に取り扱う。

#### (基準107) 観光情報番組

観光情報は、地域の観光に関する情報を提供する番組をいう。

- 1 観光情報、観光施設利用情報及びイベント情報は、正確かつ公平に取り扱う。
- 2 観光情報の中での実況中継は、不当な宣伝に利用されないように特に注意する。

## 4 広告基準

この基準は、特に広告放送に適用される。

#### (基準201) 広告放送の明示

- 1 広告放送は、コマーシャル・メッセージまたは放送局の告知によって、広告放送であることを明らかにする。
- 2 コマーシャル・メッセージの定義  
コマーシャル・メッセージとは、直接、間接に広告主の名称、商品、商品名、サービス名、商標、標語などを聴覚的に提示して、聴取者の注意をひこうとするものをいう。
- 3 コマーシャル・メッセージの責任  
コマーシャル・メッセージは、すべて真実を伝え、誠実を守るとともに関係法令に従い、責任を負うものとする。
- 4 番組との調和  
コマーシャル・メッセージは、その種類に応じ、番組の聴効果を考慮して番組の内容とよく調和するように努める。
- 5 広告の取り扱い
  - (1) 次に掲げるものは、取り扱わない。
    - ① 事実の有無を問わず、他をひぼうし、または排斥中傷するもの。
    - ② 事実を誇張して聴取者に過大評価されるもの。
    - ③ 聴取者に陰悪の感を与えるおそれのあるもの。
    - ④ 責任の所在が不明なもの、暗号と認められるもの。
    - ⑤ ニュースの内容を変えたり、否定したりするもの。
    - ⑥ ニュース及び解説の内容と著しく調和を欠くもの。
    - ⑦ 迷信を肯定したり、科学を否定したりするもの。
    - ⑧ 私設の結婚媒介業、私的通信クラブ、無許可の職業紹介機関。
    - ⑨ 特定の対象に呼びかける通信、通知及びこれに類似するもので、内容がその対象だけに関係あるもの(電波法、公衆電気通信法に触れるもの)。ただし、人命その他社会的影響のある場合を除く。
    - ⑩ 金融関係法令に認められていない金融業、利殖業に類するもの。
    - ⑪ 係争中の問題に関する一方的な声明。
    - ⑫ 商品、サービス内容のいかがわしいもの。
    - ⑬ 秘密裏に使用するものや家庭内の話題として一般に不相当と認められるもの。

#### (2) 取り扱い上、特に注意をする広告

次に掲げるものは、取り扱い上、特に注意すること。

- ① 医薬品、化粧品及び保険のコマーシャル・メッセージで「薬事法」、「医療法」及び「保険募集の取締に関する法律」に触れるおそれのあるもの。

- ② 疾病に伴う苦痛または病的場面を言葉や音響などで不快に描写または劇化しているもの。
- ③ ある薬品を使えば全治するという主張や「安全」、「危険がない」、「無害である」またはそれに類似する意味の言葉の使用。
- ④ 聴覚者を自ら重病にかかっていると信じさせるような病状の描写。
- ⑤ 食料品のコマーシャル・メッセージで「食品衛生法」などに触れるおそれのあるもの。特に栄養効果などについて誇張や虚偽にあたるおそれのあるもの。
- ⑥ 正当でない方法で入手した証言、使用したものの実際の見解でない証言、無記名の証言。
- ⑦ 占い、心霊術、骨相、手相、人相の鑑定などに関するもの。
- ⑧ 寄付金の募集。
- ⑨ 聴取者が、景品または贈答品の価値を誇大に受け取れるような描写。
- ⑩ 過度に児童の射幸心や購買心をそそるような描写。
- ⑪ 教育施設または教育事項のコマーシャル・メッセージで進学・就職などの利便についての誇張のおそれのあるもの。
- ⑫ 選挙に関する広告は、政党の政策のPRに限り行うことができるが、特定の候補者の応援となるものは、公職選挙法により禁止されている。

#### 備考

- 1 商業番組またはスポット・アナウンスメント放送時間については、公平な自由競争に反する独占的利用を認めない。
- 2 この基準に示されないものは、「日本民間放送連盟 放送基準」に準拠する。

なお、この放送番組の編集基準は、法令に基づく方法により公表する。

**附則**

(施行期日)

- 1 この規程は、会社所属超短波放送(コミュニティ放送)局の予備免許の効力が発生した日から施行する。  
(平成21年 関通放第09-00063095号により、平成21年12月 1日より施行する。)
- 2 第1回 放送番組審議会(開催 平成21年12月13日)第2号

**附則** 電波法改正平成22年第65号(無線局免許手続規則改正平成23年第65号)

(施行期日)

- 1 この達は、平成23年 6月30日から施行する。
- 2 無線局免許手続規則第4条別表第2号第1により、「別紙22」を「別紙26」に改める。